［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（後方補給部長）

第五十八条　後方補給部長は、次に掲げる職務を行う。

一　防衛及び警備の実施に関する後方補給見積り及び後方補給計画に関すること。

二　装備品等（衛生器材を除く。以下この条において同じ。）の補給、保管及び整備の実施計画に関すること。

三　装備品等及び装備品等に関する役務の調達の実施計画に関すること。

四　装備品等の規格及び制式の改善並びに標識に関すること。

五　給養に関すること。

六　輸送に関すること。

七　前各号に掲げる職務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

八　装備品等の調達、補給、保管及び整備に関すること。

九　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（課及び課長）

第五十九条　総務課、会計課、通信課及び民生協力課においては、次条から第六十三条までに掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　課長は、その所掌に従い、技術的又は行政的事項の企画立案及び処理を含む次条から第六十三条までに規定する職務をそれぞれ行うことにより、特定の隊務の運営について中央即応集団司令官を補佐し、中央即応集団司令官に対して責任を負う。

3　課長は、その所掌に係る技術的又は行政的事項に関係のある職務を担当する部長を援助する。

（総務課長）

第六十条　総務課長は、次に掲げる職務を行う。

一　中央即応集団司令官の官印及び中央即応集団司令部印の保管に関すること。

二　公文書の認証、接受、発送、編集及び保存に関すること（各部長の所掌に属するものを除く。）。

三　文書の審査（法務官の所掌に属するもの及び部隊の行動に関するものを除く。）及び進達（部隊の行動に関するものを除く。）に関すること。

四　業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手続並びに業務計画の実施の検討に関すること。

五　統計に関すること。

六　渉外に関すること。

七　保営に関すること。

八　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（会計課長）

第六十一条　会計課長は、次に掲げる職務を行う。

一　経費及び収入の予算及び決算並びに会計に関すること。

二　旅費に関すること。

三　給与及び会計の事務処理手続に関すること。

四　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。